

美郷町男女共同参画計画



男女で紡ぐ 人が輝くまち みさと

平成21年3月 美 郷 町

目 次

1 . 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5 . 美郷町の男女共同参画の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6 . 男女共同参画アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 計画の基本的な考え方 1.基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 . 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・22 4.計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・23 第3章 重点的に取り組む事項 1.あらゆる世代での意識向上・・・・・・・・・26 2.家庭・。仕事地域活動を両立できる環境づくり・・・・・26
4.計画の体系図・・・・・・・・・・・・23 第3章 重点的に取り組む事項 1.あらゆる世代での意識向上・・・・・・・・・26 2.家庭・。仕事地域活動を両立できる環境づくり・・・・・26
第3章 重点的に取り組む事項 1.あらゆる世代での意識向上・・・・・・・・・26 2.家庭・。仕事地域活動を両立できる環境づくり・・・・・26
1. あらゆる世代での意識向上・・・・・・・・・26 2. 家庭・。仕事地域活動を両立できる環境づくリ・・・・・26
2.家庭・。仕事地域活動を両立できる環境づくり・・・・・26
3.女性がチャレンジできる社会づくり・・・・・・・・26
4.配偶者からの暴力防止対策の強化・・・・・・・・・26
第4章 基本目標と施策
1.個人の尊厳の確立・・・・・・・・・・・・・28
2.社会制度・慣行の見直しと意識の改革・・・・・・・・33
3.政策・方針決定過程への男女共同参画の推進・・・・・・35
4.家庭・職場・地域における男女共同参画の推進・・・・・3 7
5 . 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進・・・・・・4 3
第5章 計画の推進体制
1 . 男女共同参画社会づくり推進体制の強化・・・・・・・・4 8
2 . 男女共同参画に関する職員研修の充実・・・・・・・・4 8
3.男女共同参画条例の制定・・・・・・・・・・・・4 8
4.住民・事業者等との協力・連携の推進・・・・・・・・48
参考資料
ッち貝を1 1.女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・・・・5.2
2 . 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・6 2

第1章

計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の構成
- 4 計画の期間
- 5 美郷町の男女共同参画の現状
- 6 男女共同参画アンケート

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

そしてこの社会を実現するために、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国の最重要課題と位置づけられました。

島根県においては、平成13年に「島根県男女共同参画計画」を策定、平成18年3月 に「島根県男女共同参画基本計画」として改定し、18年度からの新たな目標の設定や具 体的な施策を設定して、豊で活力ある島根県を築いていくこととしています。

本町においては、平成18年9月に策定した、「美郷町第1次長期総合計画」において、本町が目指す将来像を5分野で設定しています。そのうちの一つに「人が輝き交流が生まれる学びのまち」があり、この将来像の実現を目指すための政策の一つとして「男女共同参画社会の推進」を設定し、家庭、職場、地域において、男女平等の意識が高まり、女性が活動しやすい社会の実現を目指すこととしています。

このことから、私たち一人ひとりが、互いの人権を尊重し、対等な社会の構成員として ともに認め合うことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、「美郷町男女共同参画計 画」を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、男女共同参画基本法第14条第3項に規定する、「市町村男女共同参画計画」 として位置づけられているもので、同法に基づいて策定された、国の「男女共同参画計画」 及び島根県の「島根県男女共同参画基本計画」を勘案して策定したものです。

また、本町における男女共同参画社会の形成を促進するための施策展開の基本となるもので、施策の基本的方向とその具体策及び推進方策を示すものです。

3 計画の構成

本計画は、第1章において、計画策定の趣旨、計画の構成及び計画の期間を示しています。

第2章においては、計画の基本的な考え方として、「基本理念」「基本目標」及び「基本的視点」を示しています。

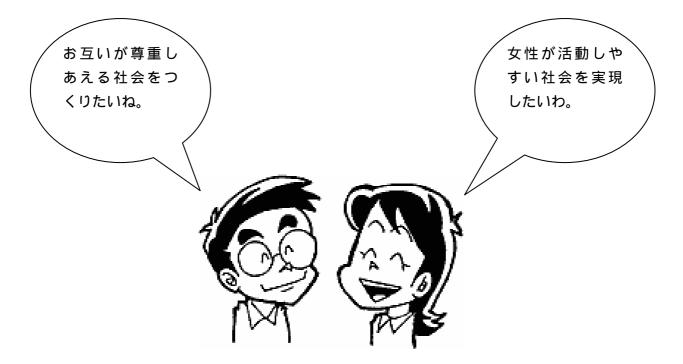
第3章においては、男女共同参画社会を一層推進し、男女共同参画を定着していくため に、特に重点的に取り組む事項を示しています。

第4章においては、施策の基本的方向と具体策を示しています。

第5章においては、これらの様々な取り組みを総合的に推進していくために必要な、計画の推進体制について示しています。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成21(2009)年度から平成25(2013)年度までの5年間とし、 社会の変化や進捗状況などに応じて、必要な見直しを行います。



5 美郷町の男女共同参画の現状

本町の男女共同参画の現状は次のとおりです。

なお、これは平成20年5月現在で島根県の男女共同参画室が調査をしたものです。

1.政策・施策等の状況

項 目	美郷町	島根県内
男女共同参画に関する諮問機関・懇談会等	設置なし	12市町で設置
の設置状況		
男女共同参画に関する条例の制定状況	制定なし	8 市町で制定
男女共同参画に関する計画の策定状況	策定なし	14市町で策定
男女共同参画・女性のための総合的な施設	設置なし	3 市で設置
の設置状況		
男女共同参画に関する宣言の状況	宣言なし	1 市で宣言

2.女性の参画状況

項目	美纲	邶田丁	島根	県内
審議会等委員への女性の参画状況	審議会の数	うち女性を	審議会の数	うち女性を
(防災会議・民生委員推薦会・国民健康保険		含む審議会		含む審議会
運営協議会 · 交通安全対策会議 · 公民館運		の数		の数
営審議会・町づくり委員会・上下水道事業審	1 4	1 3	4 0 7	3 2 0
議会など)				
	延委員数	うち女性の	延委員数	うち女性の
		延委員数		延委員数
	237人	4 3 人	6,530	1,373
			人	人
自治法第180条の5に基づく委員	委員数	うち女性の	委員数	うち女性の
会		委員数		委員数
(教育委員会·選挙管理委員会·監査委員	2 7人	1人	8 4 5 人	6 8人
会·農業委員会·固定資産評審査委員会)				

項目	美纲	郭田丁	島根	県内
その他の法律に基づく委員等	委員数	うち女性の	委員数	うち女性の
(社会教育委員·行政相談委員·人権擁護委		委員数		委員数
員·保護司)	28人	13人	992人	3 0 4人
市町村における女性の状況	管理職総数	うち女性の	管理職総数	うち女性の
		管理職数		管理職数
	3 2 人	0人	1,116	133人
			人	
市町村議会女性議員	議員実数	うち女性議	議員数	うち女性議
(美郷町議員定数 14人)		員数		員数
	14人	0人	445人	3 0人
自治会等の役員の状況	自治会長	うち女性の	自治会長	うち女性の
		自治会長		自治会長
	102人	7人	2,829	3 4人
			人	
	副会長	うち女性の	副会長	うち女性の
		副会長		副会長
	把握なし	把握なし	599人	42人
公民館長	公民館長	うち女性の	公民館長	うち女性の
		公民館長		公民館長
	5人	0人	263人	2 1人

自治会の状況は把握ができているもののみの数値となります。

以上のことからわかるように、本町は決して男女共同参画社会づくりが進んでいると は言えません。

本計画策定の趣旨・基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指していかなければなりません。

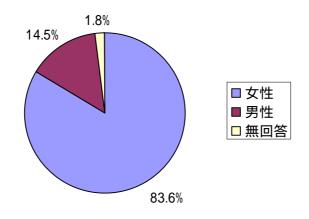
6 男女共同参画アンケート

男女共同参画社会の実現に向けて、本町が取り組むべき課題と、今後の施策の方向を明らかにするため、子育て世代の皆様の意識や日常生活の状況等を把握し、ご意見をできるかぎり本計画に反映させていくことを目的としてアンケートを実施しました。

アンケートの対象者は、美郷町内の小学校・保育所・ほっとらんどをご利用されている 保護者の皆様を対象に行なうこととし、職員の皆様にアンケートの配布・回収のご協力を いただき、おかげさまで167世帯の保護者の皆様からご回答をいただきました。

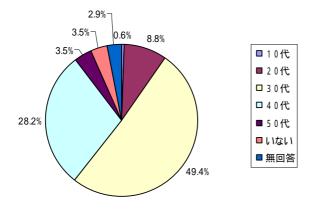
ご協力いただいたアンケートの集計結果は次のとおりです。

回答された方の性別

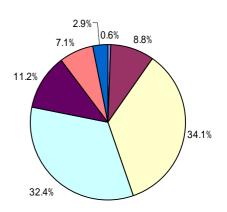


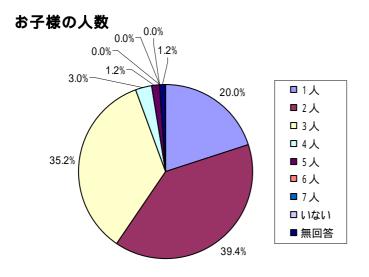
アンケートに回答された方の性別をみると、女性が83.6%を占めており、男性はわずか14.5%でした。

妻の年代



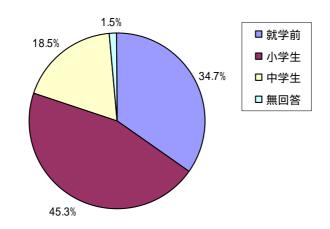
夫の年代





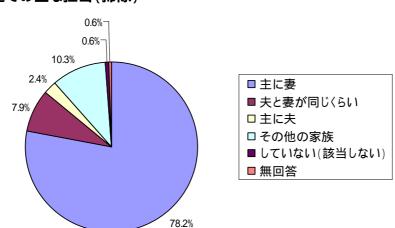
世帯ごとのお子様の人数をみてみると、最も多いのが2人の世帯で39.4%、次に3人の世帯が35.2%となっており、都市部に比べ、一世帯当たりの子どもの人数が多いことがうかがえます。

就学前·小学生·中学生別のお子様の いる割合



次に就学前・小学生・中学生の お子様の割合をみてみると、当然 のことですが、小学生が45.3% を占めていました。

ご家庭での主な担当(掃除)



ご家庭でのいろいろ な物事について、主に どなたが担当している かについて調べまし た。

掃除は、主に妻が行なっていると回答された方が78.2%を占めており、掃除は主に女性が担当している結果となりました。

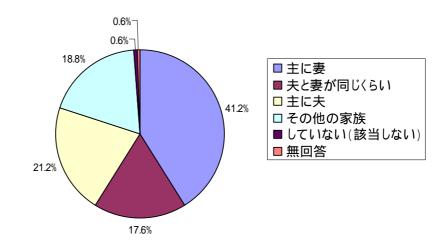
ゴミ捨ては、主に妻が行なっていると回答された方が41.2%となっていますが、失と妻が同じくらいと答えた方が17.6%、主に夫が21.2%となっており、役割分担が進んでいることがうかがえます。

洗濯は、主に妻が行なっていると回答された方が70.9%を占めていまが、夫と妻が同じくらいと答えた方も12.1%、主に夫と答えた世帯は4.8%あり、16.9%は男性が参加しているという状況です。

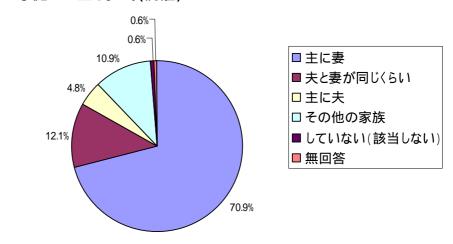
食事の支度は、主に 妻が行なっていると回 答された方が76. 4%を占めています。 次にその他の家族が1 3.3%となっていま す。

食事の支度は女性が 担っており、男性の参 加は進んでいない状況 です。

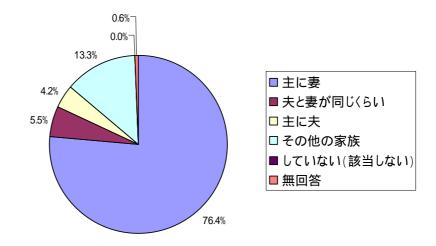
ご家庭での主な担当(ゴミ捨て)



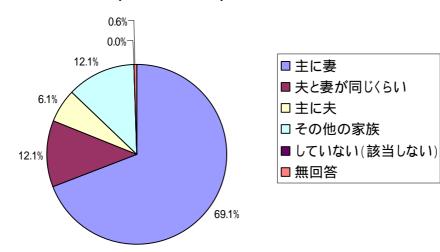
ご家庭での主な担当(洗濯)



ご家庭での主な担当(食事の支度)



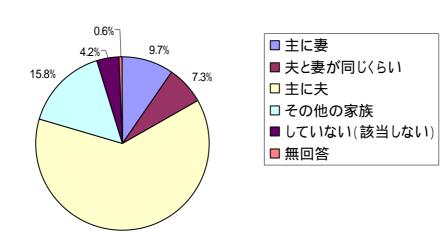
ご家庭での主な担当(食事の片づけ)



食事の片づけは、「主に妻が行なう」が占めていますが、「夫と妻が同じくらい」と「主に夫」を合わせると18.2%となり、食事の準備の9.7%に比参加する男性の割合は多くなっています。

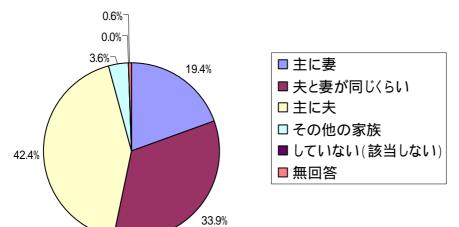
ご家庭での主な担当(力仕事 除雪家補修·草刈りな ど)

62.4%



力仕事・草刈りなどは、「主に夫が行なう」が62.4%を占めていますが、「夫と妻が同じくらい」と「主に妻」を合わせると17%あり、女性も力仕事や草刈りなどを行なっている状況があります。

ご家庭での主な担当(生活費の確保)

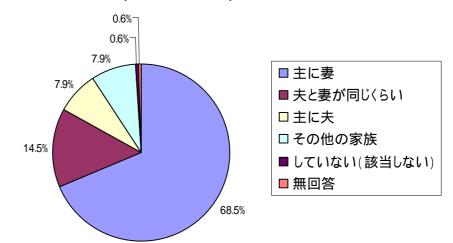


生活費の確保は、「主に夫が」が42.4% 占めていますが、「夫と妻が同じくらい」が3 3.9%、「主に妻」が 19.4%あることから、共働きが多いことがうかがえます。

ご家庭での主な担当(家計のやりくり)

家計のやりくりは、 「主に妻」が68.5% を占めています。

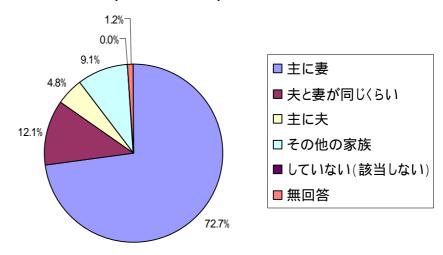
「生活費の確保」で「主に夫」が42.4%を占めていることからみると、妻が家計を任かされているという形が多いようです。



ご家庭での主な担当(日常の買い物)

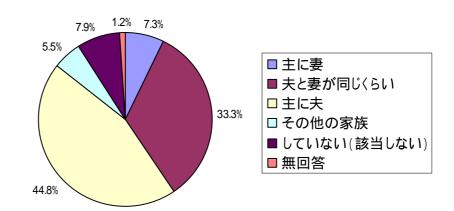
日常の買い物は、「主に妻」が72.7%を 占めています。

これは、「食事の支度」「掃除」「洗濯」などの家事を主に妻が担っている状況からみても、それに必要な物の購入は妻が担っているというのがわかります。

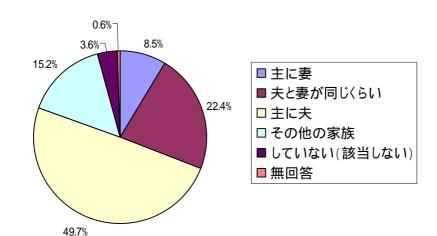


ご家庭での主な担当(高額の買い物 車・住宅等)

日常の買い物に比べ 高額買い物等は、「主に 夫」が44.8%です が、「妻と夫が同じくら い」が33.3%あり、 高額な買い物について は、お互いの話し合い 及び協力等が進んでい ることがうかがえま す。

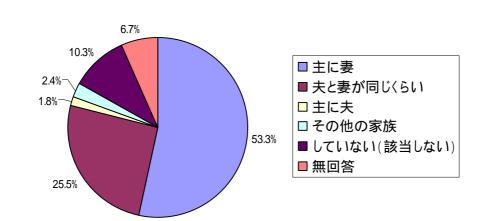


ご家庭での主な担当(地域・自治会の活動)



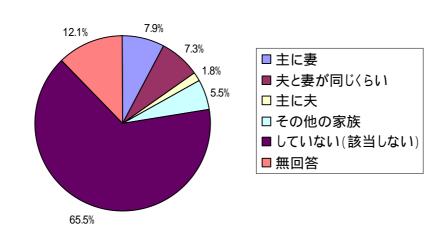
地域・自治会の活動は、「主に夫」が49.7%と約半数を占めていますが、「夫と妻が同じくらい」も22.4%あり、地域での女性の参加が進んできている状況がうかがえます。

ご家庭での主な担当(育児 乳幼児の世話)



育児・乳幼児の世話は、「主に妻」が53.3%と過半数を占めていますが、「夫と妻が同じくらい」も25.5%あり、男性の育児参加が進んできていることがうかがえます。

ご家庭での主な担当(高齢者の介護)



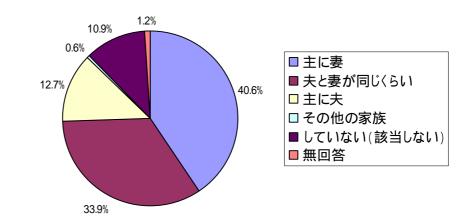
高齢者の介護は、「該当しない」が65.5%を占めており、親との別居が多いか親が健康で暮らしていることがうかがえます。

高齢者の方の介護が ある家庭では、「主に 妻」と「同じくらい」 が約7%~8%となっ ています。

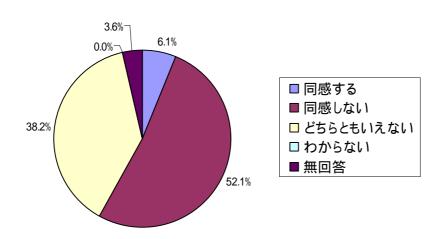
ご家庭での主な担当(保護者会·PTAへの参加)

PTA 等への参加は 「主に妻」と「夫と妻 が同じくらい」を合わ せると74.5%となっており、妻の参加の 割合が多くなっていま す。

夫の参加は、「夫と妻が同じくらい」をあわせても46.6%にとどまっています。



「男は仕事、女は家庭」という考え方に、あなたは同感 しますか。

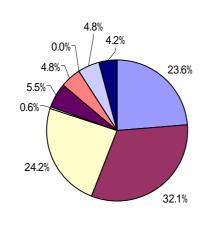


「同感する」と答え られた方の6 .1 %を、 「同感しない」が5 2 . 1 %と大きく上回って います。

しかしながら、「どち らともいえない」が3 8.2%あり、理解と と現状の中でとまどっ ている感じがうかがえ ます。

女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのはど れですか。

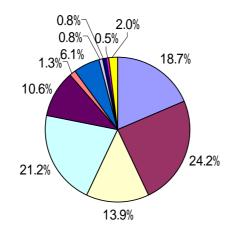
「子育ての時期だけ 一時止めて、その後フ ルタイム又はパートタ イムで仕事をする」の 割合が56.3%と、 子育ての時期だけ専った。 を止め、育児に専す ることが望ましいと考 えておられる方が多い ようです。



■結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける

- ■子育ての時期だけ一時止めて、その後はフルタイムで仕事を続ける
- □子育ての時期だけ一時止めて、その後は パートタイムで仕事を続ける
- ロ学校卒業後は仕事を持たず、結婚後または 子育て終了後から仕事をもつ
- ■子どもができるまでは仕事を持ち、子どもが できたら家庭や子育てに専念する
- 結婚するまでは仕事を持つが、結婚後は家 事に専念する
- ■仕事はもたない
- □その他
- ■無回答

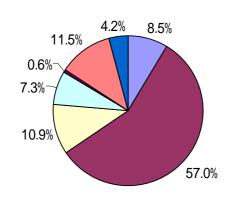
男性の家事や子育て、介護、地域活動へ参加をすすめるためにはどんなことが必要だと思いますか。



- ■男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを 改めること
- ■家事や子育て、地域活動に対する男性の理解・関心を 高めること
- □ 労働時間短縮や休暇制度を普及させること
- ロ子どものときから家事などを男女で分担するような教育をすること
- 家庭での経済的負担を男女が等しく担える社会にする こと
- 男性の家事や子育で、地域活動の入門講座を開設する デャ
- 大が家事などをしやすいように、技術面などで妻が手助けすること
- □その他
- わからない
- ■特に必要がない
- □無回答

家事・子育て等へ男性の参加を進めるためには、「家事や子育て、地域活動に対する男性の理解・関心を高めること」が24.2%。「子どものときから家事などを男女で分担するような教育をすること」が21.2%となっており、子どものときからの教育と男性の理解が必要と感じておられる方が多いようです。

あなたは社会全体でみた場合には、男女の地位は 平等になっていると思いますか。

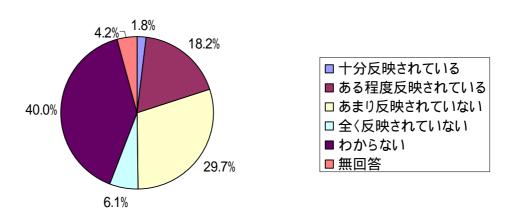


- 男性の方が非常に優遇されて いる
- どちらかといえば男性の方が 優遇されている
- □平等
- □ どちらかといえば女性の方が 優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されて いる
- わからない
- ■無回答

「男性の方が非常に優遇されている」の8.5%に、「どちらかといえば男性」の57. 0%を合わせると「男性の方が優遇されている」と感じておられる方が65.5%を占めて います。

「平等」と感じておられる方は10.9%とわずか1割しかいませんでした。

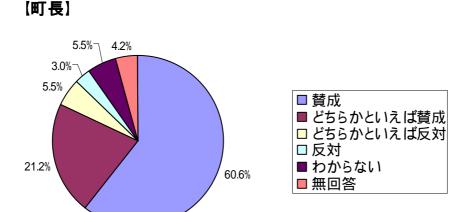
あなたは、町の政策に女性の意見が反映されていると思いますか。



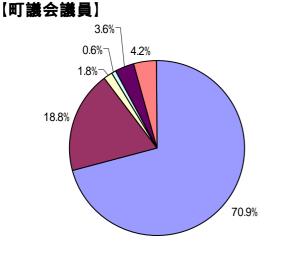
「あまり反映されていない」と「全く反映されていない」を合わせると35.8%の方が「反映されていない」と感じているようです。

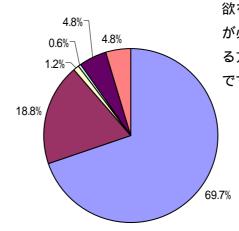
「反映されている」と感じておられる方は20%にとどまっています。

あなたは、次の役職・公職への女性の進出についてどう思いますか。



【審議会や委員会の委員】



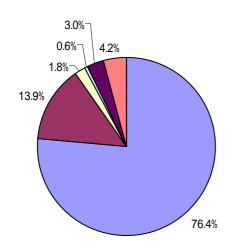


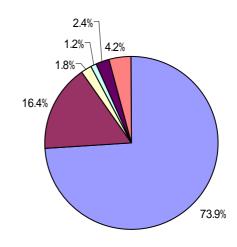
様々な役職や公職へ 女性が進出することに ついてどう思うかの問 いについて、すべての の役職について、8割 以上方が「賛成」と回 答されています。

また、町の政策に女性の意見を反映させるためには、女性自らが町の政策に参画する意欲を持つこと及び啓発が必要と感じておられる方の割合が高いようです。

【会社の経営者】

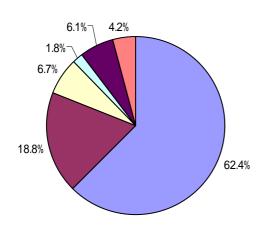
【職場の管理者】

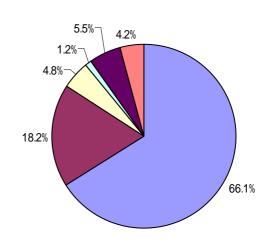




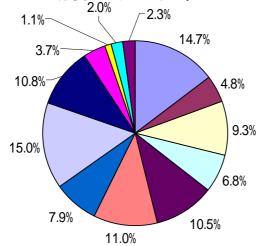
【連合自治会長: 自治会長】

【PTA会長】



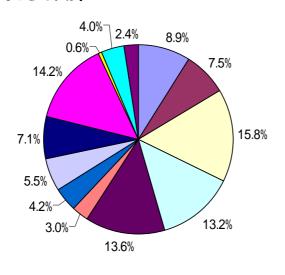


あなたは、町の政策に女性の意見を反映させるために どのようなことが必要だと思いますか。



- 女性の意見を政策に反映することの大切さを 広〈啓発する
- 女性を対象としたまちづくり学習を充実する
- □ 自治会、PTAなどの地域組織で、女性の「長」 や役員を増やす
- □審議会などの女性委員を増やす
- まちづくりを考える女性団体を育成·支援する
- 気軽な意見提案の方法の周知・活用を図る(町
- への手紙、町政モニター等) 女性が経済的に自立し、社会的な立場を強め
- □女性自らが町の政策に参画する意欲を持つ
- ■町の女性職員の能力の活用を図る
- □ わからない
- □その他
- ■特別な取り組みは必要ない
- ■無回答

あなたが、女性の人権が尊重されていないと感じるのは どのようなときですか。

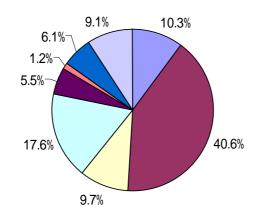


- □売春・買春、援助交際、女性の働く風俗営業
- ■夫婦生活における一方的セックスの強要
- □レイプ(強姦)などの女性への性暴力
- □家庭内での夫から妻への暴力
- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)
- ■女性の容姿を競うミス・コンテスト
- 女性のヌード写真を掲載した雑誌、ポルノ 映画、アダルトビデオ
- ロ女性の体の一部などを内容と無関係に使用したポスターやテレビC Mなど
- 食事の支度・片付けに主に女性が登場するテレビCM
- ■地域の中で、女性と男性の役割の固定化
- □その他
- 特に感じない

女性の人権の尊重については、「女性への性暴力」「妻への暴力」「セクシュアル・ハラスメント」など、性的暴力や嫌がらせが「人権が尊重されていない」と感じる割合として高くなっています。

また、地方の特徴(地域行事が多いなど田舎の特徴かもしれませんが)といえることとして、「地域の中での女性と男性の役割が固定化している」ことが女性の人権が尊重されていないというように感じている方の割合も高いようです。

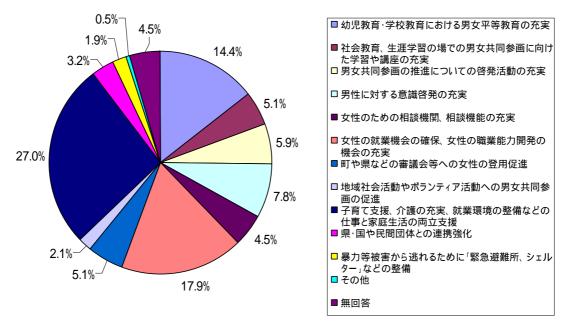
今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために 最も重要と思うことはどんなことでしょうか。



- 法律や制度の上での見直しを行い、女性差別 につながるものを改めること
- ■女性を取り巻〈様々な偏見、固定的な社会通 念、慣習・しきたりを改めること
- □女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること
- □女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること
- ■政府や企業などの重要な役職に一定の割合で 女性を登用する制度を採用·充実すること
- ■その他
- ■わからない
- □無回答

ここでは、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりをあらためること」が、社会のあらゆる分野で男女が平等となるために最も重要と感じているようです。 次に、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」となっています。

男女共同参画社会の実現を目指して、町は今後どのようなことに力をいれていったらよいと思いますか。



今後、町がどのようなことに力をいれていったらよいと思うかについては、「子育て支援、介護の充実、就業環境の整備などの仕事と家庭生活の両立支援」が27%、次いで、「女性の就業機会の確保、女性の職業能力開発の機会の充実」が17.9%、「幼児教育・学校教育における男女平等教育の充実」が14.4%となっており、『仕事と子育てがしやすい生活環境の整備や支援』を最も求められています。

そして、『男女平等について子どもの時からの教育』が必要と感じ、力をいれていくべき だとされています。

本計画へのアンケート結果の反映

このアンケートの集計結果を具体的に本計画に反映することはもちろんのこと、ここには記載しておりませんが、アンケート中では様々なご意見をいただいており、これらのご意見を尊重しながら、美郷町における男女共同参画社会のあるべき姿を描き、その姿に着実に近づいていけるような実効性のある計画を策定いたします。

また、計画策定後も皆様のご意見を施策に反映していくために、講演会の開催時などに アンケート行なうなど、様々な機会を通じて幅広くご意見を求めていきます。

第2章

計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 基本的視点
- 4 計画の体系図

1 基本理念

男女共同参画の趣旨に鑑み、男女の人権が尊重され、男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会の実現を目指し、次の5つの基本理念を設定しました。

基本理念

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別を受けることなく、 個人としての能力を発揮する機会を確保する。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択する ことができるよう、社会における制度又は慣行について配慮する。

政策等の立案及び決定への男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保する。

ワーク・ライフ・バランスの推進及び男女平等の職場づくり

一人ひとりが家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と社会活動に対等に参画すること及びあらゆる職種・職場において男女平等機会が保障される、家庭・地域・職場におけるワーク・ライフ・バランスが実現される社会づくりを推進する。

国際的協調

男女共同参画を国際的社会の取り組みも勘案しながら進める。

2 基本目標

基本理念に基づき施策を展開するため、本町の現状や施策の進捗状況などを踏まえて、次の5つの基本目標を定めました。

基本目標

個人の尊厳の確立

男女共同参画社会の実現に向けては、男女の個人としての尊厳が確立される必要があります。そのためには、男女間における暴力的行為など女性に対するあらゆる暴力の根絶やメディアにおける女性の人権の尊重、男女がお互いの身体的特質を理解し、相手に対する思いやりを持って生きていくための生涯を通じた健康づくりを支援する必要があります。

基本目標

社会制度・慣行の見直しと意識の改革

男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画に関する認識と正しい理解の定着に 努め、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる社会制度又は慣行を男女共同参画 の視点に立ち、社会的な合意を得ながら見直しを進める必要があります。

基本目標

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、行政・企業・団体などにおいて、政策・方針決定 過程への男女の参画が必要です。そのためには、町において、審議会等への女性の参画と 女性職員の登用に努めるとともに、企業・団体などにおいても女性の参画が促進されるよ うに働きかけ、また、女性の人材の育成に努める必要があります。

基本目標

家庭・職場・地域における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、男女がともに社会のあらゆる活動に参画していく必要があります。このためには、家庭・職場・地域などにおいて調和のとれた生活を送れるよう、家庭生活と他の活動の両立支援や、安心して働くことができる環境の整備、安心で生き生きと自立して暮らせる環境づくりなどを進める必要があります。

基本目標

国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、国際社会における取り組みと密接な関係

を有しています。このため、国際的協調の下、国際的視野に立った取り組みとなるよう務める必要があります。

3 基本的視点

施策の企画・立案にあたって十分配慮する事項として、4つの基本的視点を定めました。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別を受けることなく平等に扱われ、個人として能力を発揮する機会が平等に確保され、人権が尊重されること。

2 男女共同参画に関する正しい理解と認識

男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点などの正しい理解を図り、誤解の解消に努めること。

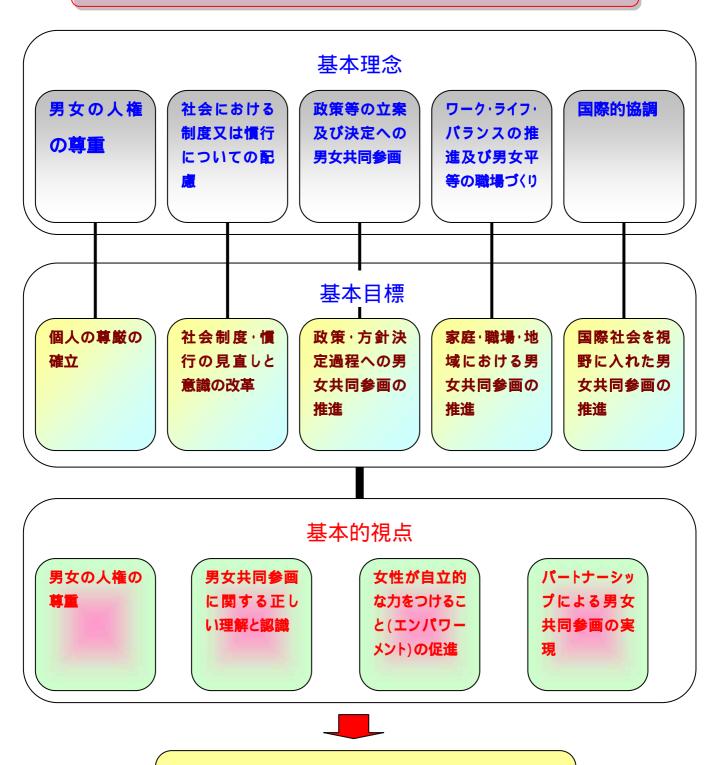
3 女性が自立的な力をつけること (エンパワーメント)の促進

男女が社会の対等な構成員として、行政又は民間の団体における政策・方針決定過程に参画するための女性の自らの意識と能力を高め、自立的な力をつけること。

4 パートナーシップによる男女共同参画社会の実現

男女共同参画の推進には、住民・事業者・町が共通の理解の下、相互に連携協力し、取り組むこと。

4 計画の体系図



基本施策の実施

男女共同参画社会の実現

第3章

重点的に取り組む事項

- 1 あらゆる世代での意識の向上
- 2 家庭・仕事・地域活動を両立できる環境づくり
- 3 女性がチャレンジできる社会づくり
- 4 配偶者からの暴力防止対策の強化

本計画において目標年次に向けて、男女共同参画を一層推進し、男女共同参画を定着していくために、特に重点的に取り組むものとして次の事項を掲げ積極的に取り組んでいくこととします。

1 あらゆる世代での意識の向上

男女共同参画に向けた取り組みが、県内の各地域において様々な形で進められ、男性 も女性もあらゆる世代の住民の皆さんが、男女共同参画を知り、学び、活動できるよう、 各地域における積極的な取り組みを推進します。

2 家庭・仕事・地域活動を両立できる環境づくり

男性も女性も、家庭や仕事、地域を大事にしながらいきいきと暮らすことができるよう、 仕事と家庭生活を両立できるような環境整備を企業や団体に働きかけるとともに、子育て や介護を地域で支える機運の醸成を推進します。

3 女性がチャレンジできる社会づくり

人口の半分を占める女性が、様々な分野で希望をもってチャレンジできるよう支援するとともに、女性の意志が、あらゆる分野における政策・方針などの決定過程に生かされるよう女性の参画を促進します。

4 配偶者からの暴力防止対策の強化

重大な人権侵害であり、男女平等の実現の妨げとなっている「配偶者からの暴力」を許さない社会を目指し、周知啓発活動を展開するとともに、相談、保護、自立支援等の体制を整備します。

第4章

基本目標と施策

基本目標

個人の尊厳の確立

基本目標

社会制度・慣行の見直しと意識の改革

基本目標

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本目標

家庭・職場・地域における男女共同参画の推進

基本目標

国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

基本目標

個人の尊厳の確立

もとより、すべての人は、個人として尊重されるべき存在です。

日本国憲法においても、「個人の尊重」や「法の下の平等」がうたわれ、関連法令等の整備を通じて、男女平等に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しながら行なわれてきましたが、いまだに男女間の格差やあらゆる形態の暴力等、性に起因する差別的取り扱いの状態が存在し、個人の人権が確立されているとはいえない状況にあります。

男女共同参画社会は、個人が尊重される品格ある社会であり、その基礎にある理念は「人権の確立」であるとされています。

したがって、本町の男女共同参画社会づくりも、すべての人の個人としての尊厳が重んぜられること、性別や性的指向による差別的取り扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることなど、個人の人権が尊重されることを旨として行なわれなければなりません。

ワンポイント(用語の解説)

* 1性的指向

性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれに向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、異性愛、同性愛、両性愛を示します。

誤解を避けるため、単に好みを表す「嗜好」や、意志が込められていると誤解されやすい「志向」という訳語をあてずに、方向性という意味合いだけを持つ「指向」という漢字が用いられています。 法務省などにおいても性的指向を理由とする差別をなくすための取り組みを行なっています。

基本施策1-1

性別等にかかわる差別及び暴力の根絶

【現状と課題】

差別や暴力は、性別や性的指向、加害者と被害者の間柄を問わず、許されるものではありませんが、社会では、職場、地域等における性別等による差別的取り扱い、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどが存在しており、特に女性に対する暴力については、早急に対応する必要があります。

とりわけ夫や恋人など親しい男性から女性にふるわれる暴力、いわゆるドメステック・

<u>バイオレンス (DV)</u> については、これまで潜在化し、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもありましたが、重大な人権侵害であることに変わりありません。セクシュアル・ハラスメントについても、その対象になった人の個人としての尊厳を不当に傷つけ、職場等における能力の発揮を妨げるものです。また、学校や病院など職場以外の場におけるセクシュアル・ハラスメントも顕在化してきています。

配偶者からの暴力については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されており、職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、「男女雇用機会均等法」により事業主の配慮義務が規定されていますが、これらの法律や規定が住民に十分浸透しているとはいえません。

このことから、差別や暴力の形態に応じた幅広い取り組みを総合的に推進し、性別等にかかわる差別や暴力を根絶するための環境整備を行なう必要があります。

ワンポイント(用語の解説)

*1セクシュアル・ハラスメント

「性的嫌がらせ」「セクハラ」などともいわれます。

相手方の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目の触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれます。

特に職場においては、相手方の意に反した性的な性質の言動を 行ない、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利 益を与えたり、又はそれを繰り返したりすることによって就業環 境を著しく悪化させることを言います。

なお、男女雇用機会均等法には、セクシュアル・ハラスメント に関して事業主の雇用管理上の配慮義務が規定されています。

*2ドメスティック・バイオレンス (DV)

日本では一般に「夫や恋人など親しい男性から女性への暴力」 の意味で使われています。

暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力ばかりでなく、無視したり罵ったりする精神的暴力、性的行為の強要などの性的暴力、金銭的自由を与えないなどの経済的暴力などがあります。

平成13年に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、性別に関わらず配偶者(「内縁関係」や「事実婚」を含む。)などからの暴力の被害者を対象としており、配偶者暴力相談支援センターの設置や保護命令など被害者の保護のための措置を定めています。

施策の方向

差別や暴力を根絶するためには、それが人権尊重の意味からも許されないものであるとの認識を広く社会に周知徹底することが重要であり、そのための広報・啓発活動を一層推進します。

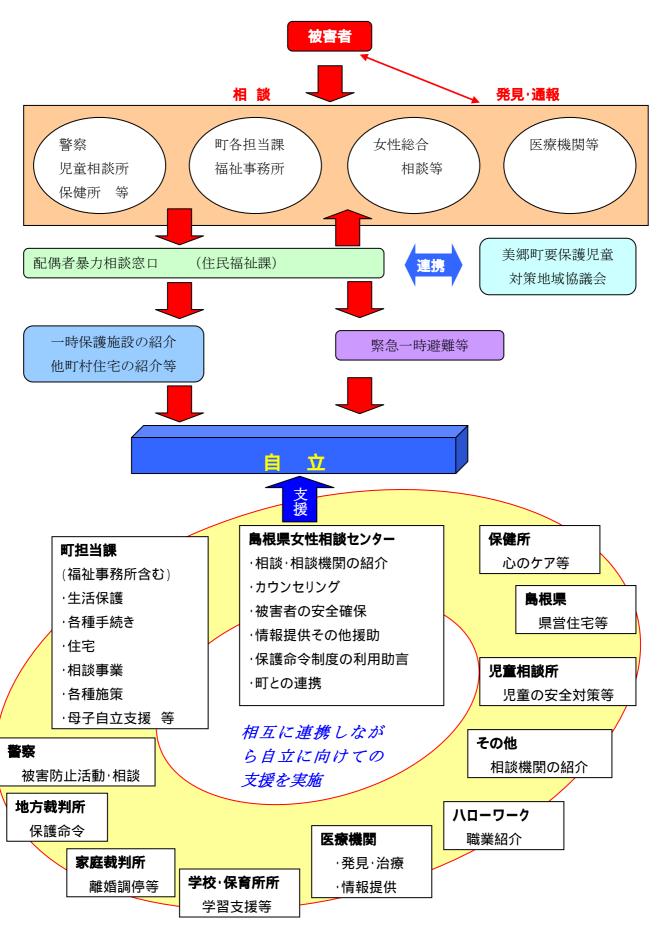
また、関係機関とも連携し、被害者が相談しやすい環境を整備し、差別や暴力に関する実態の把握に努めるとともに、被害者保護のための施策を図ります。

さらに、関係機関と連携し、差別及び暴力を防止、対処するための体制の構築を進めていきます。※31頁参照「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援体制」



私たちの連携が大切だね。

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援体制



具体的施策	施策内容	所管課
差別及び暴力防止について	配偶者、特に女性に対する暴	住民福祉課
の広報・啓発の推進	力の根絶に向け、研修会・学	
	習会の開催や広報紙などを	
	利用した広報・啓発を積極的	
	に行ないます。	
差別及び暴力についての相	ドメスティック・バイオレン	住民福祉課
談体制の充実	スやセクシュアル・ハラスメ	健康推進課
	ントに関する相談体制の充	地域包括支援センター
	実を図り、県や関係機関と連	教育委員会
	携できる体制の整備に努め、	総務課(役場向け)
	適切な対応や相談ができる	
	体制づくりを進めます。	
差別及び暴力についての対	町職員や学校教職員を対象	総務課
策の推進	として、ドメスティック・バ	教育委員会
	イオレンス対策やセクシュ	住民福祉課
	アル・ハラスメントに関する	
	正しい理解や認識を図るた	
	めの研修会を実施します。	
差別及び暴力の被害者の保	県や関係機関との連携によ	住民福祉課
護	り、被害者に対する適切な情	健康推進課
	報提供及び保護・支援に努め	
	ます。	
	公営住宅への入居において、	
	住居の安定確保のために優	
	先入居者として、早期自立の	
	支援に努めます。	
外国人に対する広報・啓発の	相談窓口の周知など外国	住民福祉課
推進及び支援	人への情報提供を工夫し、上	地域包括支援センター
	記の支援体制を整える	企画課

数値目標

差別や暴力の防止に関する啓発回数

平成19年度 → 平成25年度 年0回 年4回

基本目標

社会制度・慣行の見直しと意識の改革

社会における制度や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」などといった性別による固定的な役割分担を反映して、結果としてすべての人に中立に機能せず、その個性や能力を発揮する機会を狭め、男女共同参画社会づくりを妨げる要因となる恐れがあるものがあります。

したがって、本町の男女共同参画社会づくりに当たっては、社会における制度・慣行が 及ぼす影響について検討し、男女共同参画社会づくりを妨げるものについては見直してい く必要があります。また、町が策定し、実施する施策においても、直接男女共同参画社会 づくりにかかわる施策のみならず、結果的に男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認 められる施策をも視野に入れて、あらゆる分野の施策を対象に必要な対応をとっていくこ とが求められます。

基本施策2-1

ジェンダーに配慮した制度・慣行の見直し、意識の改革

【現状と課題】

男女共同参画社会づくりにおいては、社会制度や慣行が性別による役割分担の固定化や性別等による差別・格差等を生じさせていないかを検討していく必要があります。本町の現状を見ても、社会制度や慣行等に男女不平等を感じる人が多いようです。

性別による固定的役割分担を反映した意識や、それに基づく社会制度や慣行に対して、不平等を感じたり、違和感を持ったりしている人たちがかなり存在していることからも、このような社会制度や慣行を見直すとともに、男女平等及び人権尊重の醸成が求められます。

ワンポイント(用語の解説)

*1 ジェンダー

<u>ジェンダー</u>とは、「社会的・文化的な性のありよう」のことです。 <u>ジェンダーバイアス</u>とは、その「~らしさ」から生まれる偏見や先入 観のことです。

<u>ジェンダーフリー</u>とは、「女性的な人」「男性的な人」を否定的に 捉え「中性的な生き方」を 広めようとするものではなく、誰もがあり のままの自分を生きられる社会への提案です。

社会的・文化的な性のありようの具体例

- ・男は外で働き、女は家を守る。
- ・女性は化粧をし、男性はしない。
- ・男はズボン、女はスカート

施策の方向

性別による固定的な役割分担にとらわれず、すべての人が様々な活動に参画できるように環境を整備するとともに、個人がどのような生き方を選択しても、それに対して中立的に働くように、社会制度や慣行が男女共同参画社会づくりにどのような影響を与えるかについて調査を進めます。

具体的施策

具体的施策	施策内容	所管課
広がりをもった広報・啓発活	住民のすべてに男女平等及	住民福祉課
動の推進	び人権尊重の意識を深く根	企画課
	づかせるための広報・啓発活	
	動を積極的に行なうととも	
	に、住民団体等との連携によ	
	り広がりをもった運動とし	
	て展開します。	
町の制度・施策の点検・見直	男女共同参画の視点から、町	全課
L	の制度や施策などについて	
	点検し、必要なものについて	
	は見直しを行ないます。	
関係運動月間・週間での啓発	男女共同参画等に関係する	全課
活動の推進	運動月間・運動週間を活用し	
	た啓発活動を進めます。	
	① 男女共同参画週間	
	$6/23{\sim}6/29$	
	② 人権週間	
	$12/4 \sim 12/10$	
	③ 社会を明るくする運動強	
	調月間	
	7月	
	④ 農村漁村女性の日	
	3/10	

数値目標

男女の権利が互いに等しく認められていると思う人の割合。(まちづくりアンケート)

平成19年度

→ 平成25年度

28.9%

40.0%

基本目標

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

すべての人がその個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合う男女共同参画社会づくりにおいて、政策・方針決定過程への男女共同参画はその基盤をなすものです。また、豊かで活力ある社会を築いていくためにも、多様な考え方を生かしていくことが求められており、とりわけ女性の政策・方針決定過程への参画の拡大が重要です。このことは、民主主義の成熟を促すものでもあります。

しかしながら、本町においては、女性の政策・方針決定過程への参画は十分とはいえない状況にあります。

したがって、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していく ために、まず町が積極的改善措置を含めて率先して取り組みを進めるとともに、住民、事 業者等に対しても方針決定過程への女性の参画を広く呼びかけ、その取り組みを支援して いくことが必要です。

「参画」という言葉には、単に政策等への決定段階に参加するだけではなく、主体的に立案の段階から関わっていくことの重要性が込められています。

基本施策3-1

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【現状と課題】

本町の人口の男女比は、若干女性の数が多い状態が続いており、また、行政政策の対象の約半数が女性であるのにもかかわらず、本町の政策・方針決定過程への参画はまだまだ不十分な状況にあります。

本町の政策決定にかかわる町議会や審議会等における女性の割合はかなり低い状況にあり、また、企業や団体等の方針決定の場においても、男女比にかなりのかたよりが見られます。

政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するためには、「男が主、女が従」のような、 性別による固定的な役割分担意識を解消するとともに、女性の能力や意欲を高めるための 措置を講じるなど、女性が参画しやすい環境を整えていくことが必要です。

施策の方向

町の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、町の審議会等委員への女性の登用について務めるとともに、まちづくりに当たって、積極的に女性の参画を進めていきます。また、町職員については、地方公務員法に定める平等取り扱いと成績主義の原則に基づきながら、女性の採用・登用等を行います。

企業や民間団体等における女性登用については、情報の提供や協力の要請を行なうと ともに、啓発等を通じて社会的機運の醸成を図ります。その際、可能な範囲で積極的改善 措置に自主的に取り組むよう協力を要請します。

自治組織をはじめとする地域活動においては、男女共同参画の視点を導入するよう働きかけていくなど、地域活動における方針決定過程への女性の参画の拡大に積極的に取り組みます。

具体的施策

具体的施策	施策内容	所管課
審議会等への女性の参画促	町の政策や方針決定を行な	各課
進	う審議会や協議会等におい	
	て、男女いずれかの委員の数	
	が、委員総数の4割を満たす	
	ように委員編成に努めます。	
	女性委員がいない審議会を	
	0にすることを目指します。	
各種団体における女性の登	町内の各種団体や地域自主	各課
用促進	組織及び自治組織役員体制	各団体等
	において、男女の平等な参画	
	について広報・啓発を行ない	
	ます。	
女性の人材育成等情報提供	町内の男女共同参画に意欲	各課
	のある人の人材登録整備や	
	情報提供を進めます。	

数値目標

地域審議会等への女性委員の割合

平成19年度 →

平成25年度

18.1%

40.0%

島根県男女共同参画サポーター登録者数

平成19年度

→ 平成25年度

2人

6人



基本目標

家庭・職場・地域における男女共同参画の推進

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担を反映して、育児や介護等家事の多くを女性が担う一方、男性は人生の多くの時間を仕事に費やし、主に経済的責任を負っているという現状があります。このことが、女性の経済的自立の困難さ、育児・介護ストレス等の諸問題を生み出し、男性の過労死やリストラ等による自殺の要因にもなっていると指摘されています。また、少子高齢化の進展や家族形態の多様化等社会状況の変化に対応していくためにも、年齢、性別等にかかわらずすべての人が社会へ参画することが求められています。

したがって、男女共同参画社会づくりにおいては、性別による固定的な役割分担を反映して特定の活動の主要な責任が性別によってかたよらないように配慮し、社会や地域の支援も得ながら、すべての人が自らの意志によって、仕事、地域活動、家庭生活等多様な活動に携われる機会を確保していくことが必要です。

基本施策4 - 1

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

【現状と課題】

就業は人々の自己実現や経済的基盤を成すものであり、男女共同参画社会づくりにおいても、この分野は極めて重要な意味を持っています。「男女雇用機会均等法」も、女性労働者が性別により差別されることなく、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにするという基本理念にのっとり、実質的な男女均等を実現することを目指して制定されたものですが、現実には、女性に対する仕事の内容や待遇面での差別的取り扱いが存在しています。

雇用等の分野において男女が均等な機会を享受し、意欲と能力に応じた均等な待遇を受ける状況を実現するとともに、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されるように施策を展開していく必要があります。

施策の方向

男女雇用機会均等法の履行確保を図るため、事業所に対する啓発や情報の提供などを積極的に行っていきます。さらに、事実上生じている男女労働者間の格差を解消するためには事業所の積極的改善措置が重要であることから、事業所に対して働きかけを行っていきます。また、役場においても、女性の登用を積極的に図るとともに性別にとらわれない職務分担等を促進していきます。

具体的施策

具体的施策	施策内容	所管課		
雇用における男女平等の推	企業や事業所、事業主などに	産業振興課		
進	対して「男女雇用機会均等	企画課		
	法」について、県や関係機関			
	と連携して一層の周知を図			
	ります。			
事業所等における積極的改	男女労働者の格差解消に向	産業振興課		
善措置の支援	けた積極的改善措置の推進	企画課		
	について啓発を進めます。			
職場における積極的な女性	役場をはじめ、町内の事業所	産業振興課		
職員の登用	等における女性の少ない職	企画課		
	場や職種への配属を積極的	総務課(役場向け)		
	に促進し、職域の拡充・充実			
	に努めます。			
育児・介護休業制度等の啓発	育児・介護休業制度の取得に	住民福祉課		
	ついて、特に男性の労働者の	総務課(役場向け)		
	取得について働きかけます。			

数値目標

男女共同参画に関する町役場職員の延べ研修参加率

平成19年度

→ 平成25年度

0%

9 5 %

基本施策4-2

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

【現状と課題】

職業生活と家庭生活、地域生活を両立できるようにすることは、男女があらゆる分野に その個性や能力を十分に発揮して参画できる機会を確保する上でも重要です。しかしなが ら、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担等を反映して、育児や 介護等家事の多くを女性が担い、就業が困難な状況がある一方、男性も仕事が中心になり 家庭生活や地域生活にかかわることが難しい状況があります。

このため、育児・介護支援制度の充実、家庭・地域生活と両立できる職場環境の整備、 性別による固定的な役割分担等を見直し、家庭・地域生活に男女が共に参画していくため の広報・啓発等を進めていくことが必要です。

施策の方向

子育てについては、社会全体の取り組みとして支援していく中で、仕事との両立や子育 てにかかる負担感を軽減し、安心して子育てができるような環境整備を進めるため、多様 な需用に対応した保育サービスの整備、子育てにかかわる相談・支援体制の充実を図って いきます。また、ひとり親家庭等については子育て等で大きな不安を抱えているため、そ の経済的・社会的自立を促進するための施策に努めます。

具体的施策

具体的施策	施策内容	所管課	
家庭生活における男女共同	家庭生活において、男女共同	教育委員会	
参画意識の啓発	参画を推進するための参画	公民館	
	型の学習会や講座を開催し、		
	啓発活動を進めます。		
男性の家庭生活等自立支援	子育てにおいて、男女共同参	教育委員会	
	画を推進するための意識啓	公民館	
	発や子育て支援策について	健康推進課	
	情報提供を行ないます。		
子育てに関わる広報・啓発の	社会全体の中で、地域で安心	住民福祉課	
推進	して子育てができるような	健康推進課	
	環境整備を進めます。	教育委員会	
		公民館	

子育てに関わる支援体制の 地域で安心して子育てがで 住民福祉課整備と人材育成 き、児童虐待などにも対応で きる機能をもつ「子育て支援 センター」の施設整備や充実 に努め、子育てサークルや子 育てボランティアなど地域 と連携した子育てを目指し ます。

数値目標

男女共同参画に関する講演会への参加者数

平成19年度 →

平成25年度

延べ 40人

延べ 1,500人

子育てサークル (ボランティア) 等団体数

11団体

14団体

基本施策4-3

だれもが安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

男女共同参画社会づくりにおいて、高齢社会に対応した条件整備を進めることは緊要な 課題となっています。

一方、少子高齢化が進展していく中で、豊かで活力ある社会を築いていくためには、高齢者も障害を持つ人も社会に積極的に参画していくことが期待されます。

このような状況を踏まえて、介護負担が女性のみにかたよることなく社会全体で支えていけるような介護体制の整備を図るとともに、高齢者や障害を持つ人の社会参画の機会の拡大や経済的自立を確保し、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が安心して暮らせる社会を目指します。

施策の方向

高齢者介護の負担を家族、とりわけ女性にかたよらせることなく、社会全体で支えていくための施策を進めていきます。また、介護サービスの充実を図るとともに、高齢者ができる限り自立した生活が送れるよう支援し、安心して暮らせる介護体制の構築を図ります。高齢者がその意欲や能力に応じて社会に参画し、社会を支える重要な構成員として充実した生活が送れるよう、高齢者の学習機会や社会参画機会の提供等を行います。

「 $\underline{/-v}$ ライゼーション * 」の理念に基づいて障害のある人もない人も共に生きていける社会づくりを、ジェンダーに配慮して行っていきます。

社会のあらゆる分野で高齢者や障害のある人が自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていけるように、ハード面、ソフト面のバリアフリー*化等社会基盤の整備を進めます。

ワンポイント(用語の解説)

*1 ノーマライゼーション

障害の有無にかかわらず、いかなる人も社会を構成する一 員として、地域で共に生活を送ることができるような社会づ くりを目指す理念です。

*2 バリアフリー

高齢者や障害を持つ人が生活していく上で障壁(バリア) となるものを除去するという意味です。室内の段差などの物 理的障壁、差別・偏見などの心理的障壁など、日常生活や社 会生活上の様々な障壁を取り除いていこうという考え方です

具体的施策

具体的施策	施策内容	所管課		
高齢者福祉・障害者福祉に関	高齢者福祉や障害者福祉に	健康推進課		
する相談体制整備	関する相談体制の充実や相	住民福祉課		
	談窓口の広報等、周知の徹底			
	を図ります。			
みんなで支え合う福祉のま	美郷町保健福祉総合計画に	健康推進課		
ちを目指した普及・啓発活動	基づき、みんなで支え合う福	住民福祉課		
の推進	祉のまちを目指し、住民意識			
	の醸成を図るための普及啓			
	発に努めます。			

数値目標

地域介護予防サークル (ボランティア) 等団体数 平成 19 年度 \rightarrow 平成 25 年度 2 団体 10 団体



基本目標

国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

1975年(昭和50年)の国際婦人年以来、我が国の女性問題及び男女共同参画社会づくりへの取り組みは、国際的な動向と連動しながら行われてきました。この間、女子差別撤廃条約を始めとする各条約、世界女性会議における行動計画や行動綱領等女性の地位向上のための国際的な規範や基準等が様々な国内施策に取り入れられてきました。しかしながら、今日の我が国の女性の地位をみると、国際的な基準に照らして遅れている分野がいまだに存在します。

また、諸会議等においては、女性の地位向上のために、地球社会における「平等・開発・ 平和」の実現が不可欠であることが確認されています。

本町においても、旧邑智町の時代からインドネシア(バリ)との友好交流が進展しておりましたし、平成17年度から外国語指導助手(ALT)を配置するなど、徐々にではありますが国際化の進展を見せています。これら外国籍住民とのコミュニケーションを図る上でも、国際基準の導入や相互理解がますます求められてきます。

したがって、国際社会における女性問題や男女共同参画社会づくりへの取り組みの成果・経験を十分に活用し、本町における男女共同参画社会づくりを一層充実させていくとともに、地球社会における「平等・開発・平和」の実現のために国際社会の一員として貢献することが求められます。

基本施策5-1

男女共同参画社会づくりにかかわる国際理解及び国際協力の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会づくりは、国際社会における様々な取り組みや取り決め等と密接な関係にありますが、その内容等についてはあまり住民へ浸透していない現状があります。例えば、我が国の男女共同参画社会づくり政策にも大きな影響を与えた1995年(平成7年)に北京で開催された国連世界女性会議においてキーワードとなった「女性のエンパワーメント*」、また、同会議において女性の重要な人権のひとつとして確認された「性と生殖に関する健康/権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」等の概念についての認知度はまだまだ低い状況です。

これらの状況を踏まえ、男女平等や男女共同参画社会づくりにかかわる国際規範や基準の導入や住民への浸透を積極的に図る。

ワンポイント(用語の解説)

*1 女性のエンパワーメント

女性が「力をつけること」を言います。女性一人ひとりが、法的、経済的、政治的力や自己決定能力などの力をつけていくことです。そのことにより、女性の社会的力を高めていき、政策・方針決定過程へ参画していくことを目指しています。

*2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康/権利」と訳されています。 リプロダクティブ・ヘルスとは、安全な妊娠・出産、子 どもが健康に生まれ育つこと、安全で満足のいく性生活な ど、生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な状態で あることをいいます。また、リプロダクティブ・ライツと は、子どもを産むかどうか、いつ何人生むかについて選択 できる自由を含むリプロダクティブ・ヘルスを享受する権 利です。1994 年(平成 6 年)の国際人口・開発会議で提 唱され、1995 年(平成 7 年)の第4回世界女性会議でも 重要課題として位置付けられており、今日では、女性の人 権の重要な一つとして認識されています。

施策の方向

男女共同参画社会づくりや男女平等にかかわる国際規範・基準を本町の男女共同参画社会づくりにおいても積極的に取り入れるとともに、これらについて理解しやすい形で情報提供等を行うことにより、住民や事業所への普及・浸透を図ります。

地球社会の「平等・開発・平和」の実現を目指す。

具体的施策

具体的施策	施策内容	所管課		
国際規範・基準の導入及び浸	男女共同参画に関する国際	企画課		
透	規範・基準を本町の男女共同	教育委員会		
	参画社会づくりにおいて積			
	極的に取り入れるための情			
	報収集及び情報の提供を図			
	る			
国際交流及び協力の推進	外国籍住民との知識・経験の	企画課		
	交流をはじめ様々な分野に	教育委員会		
	おける国際交流を促進しま			
	す。			

数値目標

国際友好協会会員の女性の割合

平成19年度 → 平成25年度 27.3% 40%

第4章 基本目標と施策

数値目標一覧

基本施策	指標	現況(H19)	目標(H25)	頁番号
1-1	差別や暴力の防止に関する啓発回数	0回/年	4回/年	15頁
2-1	男女の権利が互いに等しく認められていると 思う人の割合(まちづくりアンケート)	28.9%	40.0%	19頁
3 – 1	地域審議会への女性委員の割合	18.1%	40.0%	20頁
	島根県男女共同参画サポーター登録者数	2人	6人	
4-1	男女共同参画に関する町役場職員の延べ研修 参加率	0 %	95%	23頁
4 - 2	女共同参画に関する講演会等への延べ参加者 数	0人	1,500人	25頁
	子育てサークル(ボランティア)等団体数	11団体	14団体	
4-3	地域介護予防サークル (ボランティア) 等団 体数	2 団体	10団体	27頁
5 – 1	国際友好協会会員の女性の割合	27.3%	40.0%	30頁

第5章

計画の推進体制

- 1 男女共同参画社会づくり推進体制の強化
- 2 男女共同参画に関する職員研修の充実
- 3 男女共同参画条例の制定
- 4 住民・事業者等との協力・連携の推進

1 男女共同参画社会づくり推進体制の強化

本町の男女共同参画社会づくりを計画的、総合的に進めていくためには、条例の制定や 共同参画計画を策定し、それぞれの基本理念を実現し、計画を実施していくための推進体 制及び拠点施設の整備・充実を図ります。また、市民・事業者や国・県等関係機関と密接 な協力・連携を進めていきます。

2 男女共同参画に関する職員研修の充実

男女共同参画の視点を養う職員研修を実施します。その際、現在及び将来の業務の遂行に必要な能力を身につけるための研修(業務に必要な知識、技能、社会人・職業人として必要な一般教養など)や管理職研修など、すべての研修を男女で異なる取り扱いがないよう平等に行ないます。

3 男女共同参画条例の制定

男女共同参画の推進に関する施策の基本事項を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、推進条例の早期制定を図ります。

4 住民・事業者等との協力・連携の推進

庁内各部署や役場職員をはじめ、住民・事業者等の男女共同参画社会について、一層の周知・徹底を図る必要があります。また、配偶者からの暴力等新たな行政課題に対応するためには関係行政機関や住民・事業者との協力・連携が極めて重要です。

さらに、男女共同参画社会づくりを総合的に進めるための拠点施設の整備も求められます。

このため、男女共同参画行政を一層総合的かつ効果的に推進し、住民・事業者や国・ 県等関係機関と密接な協力・連携を図るための方策を講じるとともに、その推進体制を 整備・充実することが必要です。

男女共同参画社会づくり推進イメージ

男女共同参画社会づくりを推進していくためには、行政、家庭、地域、職場、教育機関等が協力・連携していくことはもちろんのこと、一人ひとりが自らの問題として取り組むことが大切です。



本町の男女共同参画社会づくりを、総合的に進めていくため「美郷町男女共同参画計画」を策定するとともに、同計画を実施していくための推進体制及び拠点施設の整備・充実を図ります。また、住民・事業者や国・県等関係機関と密接な協力・連携を進めていきます。

参考資料

- 1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 2 男女共同参画社会基本法

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979年(昭和54年)12月18日国連総会採択

1980年(昭和55年)7月17日日本国署名

1981年(昭和56年)9月3日発効

1985年(昭和60年)6月25日日本国批准

1985年(昭和60年)7月25日日本国効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念 を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について 平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に 掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的 権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための 国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言 及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範 に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他 の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献する ことを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制

のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に 厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、 平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にあ る人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重す ることが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献する ことを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこの ために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意し て、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合に はこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段に より確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関

がこの義務に従って行動することを確保すること。

- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置を とること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく 偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な 行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。 あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に 選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職

に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。
 - 第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを自的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された 概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する 教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置を

とる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会 (雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び 条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練 を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬 (手当を含む。)及び同一待遇についての権利並 びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障 (特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における 社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全作業 (生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的 解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な捕助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利 第14条
- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。) を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の 訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サー ビス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する 条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他の すべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に 同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃す

るためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のこと を確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月後を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された 委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最 初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの 規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年 で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなっ た場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の 専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所に おいて開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。 第22条
- 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討

に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある 事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

策23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。 第27条
- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批推書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、

国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとし く正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

平成11年6月23日公布 平成11年6月23日施行 平成11年7月16日改正法律第102号 平成11年12月22日改正法律第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条-第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条-第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する 最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、 将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合 的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が 性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確 保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければなら ない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による 固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない 影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあ ることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対 して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方 公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画す る機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を 有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国

の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定 し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理 念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制 上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進 を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同 参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成 し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男 女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県 男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画 (以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、 又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施 策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければ ならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同 参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要 な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因 によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じ なければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関す る調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査 研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は 国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の 円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画

- 社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任 命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し 必要な事項は、政令で定める。
- 附 則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す る。

(施行の日=平成十三年一月六日)

- 一略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、 委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
 - 一から十まで 略
 - 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年5月21日 参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的 改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。
- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に 沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早 急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うとい う認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度につ

いても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宣適切に講ずること。

- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。
- 一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置 を積極的に講じること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう 適切な指導を行うこと。
- 一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、 オンブズパーソン的機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保で きる制度とすること。
- 一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他 我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、 男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、 その体制の整備の強化を図ること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有する ことを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適 切な指導を行うこと。

- 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

美郷町男女共同参画計画

男女で紡ぐ 人が輝くまち みさと 島根県美郷町 平成21年3月発行

お問い合わせ 美郷町役場企画課 〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕渕168番地 電話(0855)75-1924